

## 犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の犬は、登録（一生に1度）と狂犬病予防注射（毎年1回）をしなければなりません。

平成18年度の登録と狂犬病予防注射を下記の日程で実施しますので、お近くの会場へお出かけください。手数料（注射料金等含む）

- ・新規登録犬 1頭につき 6,220円
- ・登録済み犬 1頭につき 3,220円

持ち物  
 ・新規登録の方 印かん、手数料  
 ・登録済みの方 飯水獣医師会からのハガキ、手数料  
 ※注意事項

・狂犬病予防注射対象犬の健康に異常のある場合、および過去に狂犬病予防注射後に異常を起こしたことがある犬は、動物病院で接種してください。

・狂犬病集合予防注射当日、異常のある犬は、予防接種前に必ず申し出てください。

・犬の糞を持ち帰る道具も必ずお持ちください。

問い合わせ

・飯山市役所生活環境室（☎62-3111内線192）

・飯水獣医師会（北信保健所内、☎62-1366）

月日	場所	時間
4月18日(火)	秋葉神社(児童センター隣)	9:00～9:40
	旧静間連絡所跡	10:20～11:00
	分道火の見下	11:40～11:50
	斑尾高原山の家前	12:00～12:10
	富倉地区活性化センター	13:30～13:45
	濁池公会堂前	14:00～14:10
4月21日(金)	涌井公会堂前	14:20～14:30
	大川公会堂前	14:40～15:00
	柳原地区活性化センター	9:00～9:30
	外様地区活性化センター	10:00～10:20
	常盤地区活性化センター	10:40～11:00
	柳新田公会堂前	11:20～11:50
4月25日(火)	青少年ホーム前	13:10～13:40
	柏尾農村研修施設前	14:10～14:30
	瑞穂地区活性化センター	14:50～15:10
	瑞穂中組区民センター	15:30～15:50
	飯山市公民館	8:30～9:20
	飯山市民会館	9:40～10:10
5月16日(火)	木島地区活性化センター	10:30～11:20
	其綿公会堂前	11:30～11:40
	上境駅前	13:10～13:20
	藤沢公会堂前	13:40～14:00
	岡山地区活性化センター	14:10～14:30
	旧羽広山分校前	14:40～14:50
5月19日(金)	JR 温井支所前	15:00～15:10
	蕨野バス停前	15:30～15:50
	飯山市公民館	8:40～9:20
	飯山市民会館	9:30～9:50
	常盤地区活性化センター	10:10～10:30
	外様地区活性化センター	10:50～11:00
5月19日(金)	青少年ホーム前	11:10～11:30
	岡山地区活性化センター	12:00～12:10
	秋葉神社(児童センター隣)	8:40～9:10
	旧静間連絡所跡	9:30～9:50
	木島地区活性化センター	10:20～10:40
	瑞穂地区活性化センター	11:00～11:20
5月19日(金)	柳原地区活性化センター	11:40～12:00
	富倉地区活性化センター	13:10～13:20

今冬の記録的な豪雪により、農産物などに枝折れなどの被害の発生が例年以上に心配されることから、市では、今月上旬、通常より1カ月早めに平成18年度農作物残雪対策事業を実施することを決めました。

## 農作物残雪対策事業を実施 豪雪受け早めの配慮

ながら一定の補助を行います。また、農道除雪も早めに取り組むことにしています。例年、残雪対策事業の実施判断は、県の基準では3月20日現在のアメダス飯山観測所等の積雪量が1mを超えた場合、市では、羽広山の積雪量が4月1日現在で2mを超える場合としています。今冬は、この実施判断を早めることで消雪活動を促し、農作物への悪影響を抑えるため関係機関と連携して取り組んでいきます。



④雪の重みで枝折れが目立つ果樹

なお、市が昨年12月27日より設置していた飯山市豪雪災害対策本部は、アメダス飯山観測所の積雪量が基準値以下となったため、2月28日をもって廃止しました。

## 脳損傷による後遺障害に関する 実態調査にご協力ください

事故などの後天的理由によって脳損傷を受け、後遺障害をお持ちの方の実態調査を実施します。この調査は県主体で、各市町村が実施し、今後の支援策へつなげていくためのものです。市では調査対象者を把握したいと考えておりますので、脳損傷による後遺症をお持ちの方がご家族にいらっしゃいましたら、3月31日(金)までに市役所保健福祉課健康増進係(☎62-3111内線187)までご連絡をお願いします。また、後日行われる調査にもご協力をお願いします。脳損傷による後遺障害とは交通事故や労働災害事故、スノーボード・スキー・パラグライダーなどのスポーツ中の事故、あるいはくも膜下出血などによって脳損傷を受け、意識障害・感覚障害などさまざまな後遺障害をもった状態をいいます。調査対象者は、18才・65才未満ですが介護保険の適用を受けている方を除きます。

## 住宅用火災警報器を 設置しましょう！

消防法および岳北広域行政組合火災予防条例が改正され、住宅に『住宅用火災警報器(煙式)』を設置することが義務付けられました。

### 住宅用火災警報器ってなに？

- 火災が発生した時の煙を自動的にキャッチし、いち早く警報音や音声で知らせてくれる機器です。
- ご家庭のコンセントから電源をとるタイプと電池式のものがあり、天井や壁の上部に取り付けます。

### なぜ義務化されるの？

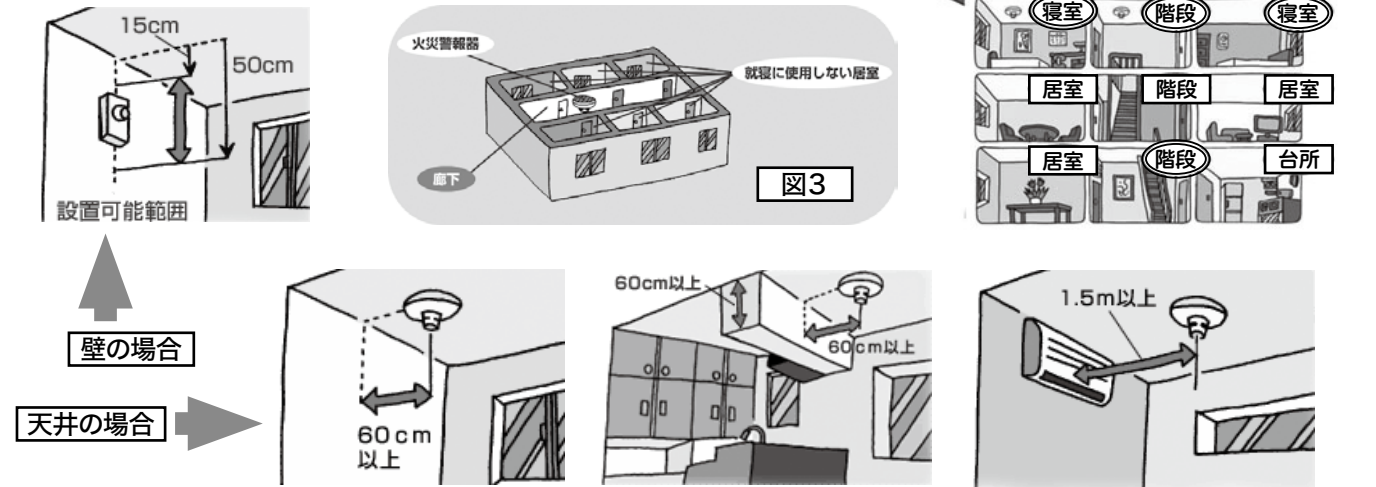
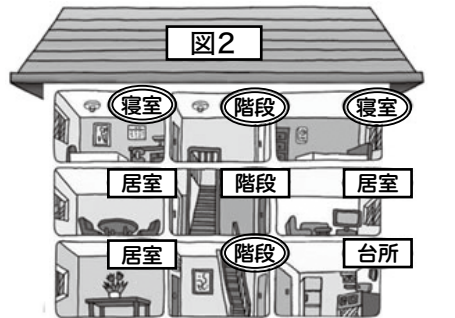
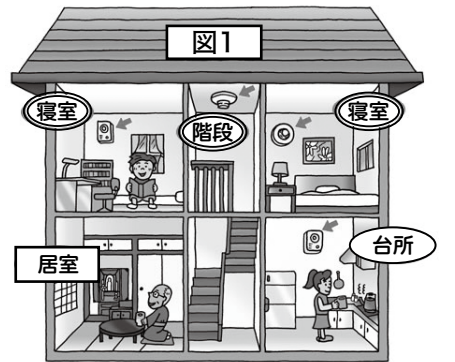
- 住宅火災による死者が非常に多く、しかも死者の約7割が逃げ遅れによるものです。
- 米国ではすでに義務化され21年が経過し、死者数は約5割減少しています。

### いつから義務化されるの？

- 新築** →新築する住宅は、平成18年6月1日から適用となります。
- 既存** →既に建っている住宅は、平成21年6月1日から適用となりますので、平成21年5月31日までの間に設置してください。

### 設置例

- まずは寝室をチェック・・・図1**  
 普段就寝に使用する部屋に設置します。  
 (来客が就寝するような部屋は不可)
- 次に階段をチェック・・・図1**  
 寝室がある階の階段の天井又は壁に設置します。  
 (寝室が1階だけの場合、階段には設置不要です)
- 3階建てはさらにチェック・・・図2**  
 3階に寝室がある場合、1階の階段にも設置が必要になります。
- 最後のチェック・・・図3**  
 警報器を設置しなくてもよい階で、7㎡以上の居室が5以上ある場合は、その階の廊下に設置が必要になります。



電気器具小売店などで購入できます。住宅用火災警報器は『住宅用防災警報器』という文字表示が付けられます。購入の際には国で定める技術基準に適合した『鑑定マーク』付き(右図)のものをお勧めします。

◎質質な訪問販売に十分注意してください。◎業者による点検の必要はありません。◎住宅用火災警報器についてのお問い合わせは、飯山消防署☎62-0119までお願いします。

